

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2013/12/10

VOL.35

● 平成25年 障害者雇用率過去最高を記録

厚生労働省から平成25年の「障害者雇用状況」集計結果が公表されました。

これは、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに提出させている「障害者雇用状況報告」を基に集計したものです。

民間企業においては、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新し、数、率の伸び幅も過去最高となっています。

- 雇用障害者数 40万8947.5人
前年比7.0% (26,584.0人) 増加
- 実雇用率1.76%
前年比0.07ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合 42.7%
前年比4.1ポイント低下

法定雇用率は平成25年4月1日に改定されており、民間企業においては2.0%となっています。したがって、50人の企業においては、1人以上の障害者を雇用する義務があるのです。

この法定雇用率未達成企業のうち、常用労働者数200人を超える事業所については、法定雇用障害者数を下回っている人数に対して1人当たり50,000円(300人以下の事業主は27年6月までの間は40,000円)の障害者雇用納付金を納付することになっています。たとえば、

常用労働者数200人の企業(法定雇用障害者数4名)の場合、障害者を1名しか雇用できていないとなると、 $3人 \times 40,000円 = 120,000円$ の障害者雇用納付金を毎月負担することになるのです。なお、障害者雇用納付金制度の対象企業は、平成27年4月以降、常用労働者数が100人を超える企業に改正されることになっています。

また、法定雇用率未達成企業について、所轄公共職業安定所長は、「障害者の雇入れに関する計画」の作成を命じることが出来ることになっています。現状、①全国平均雇用率未満で不足数5人以上の場合、②不足数10人以上の場合、③雇用義務3~4人で雇用が0の場合のいずれかに該当する企業に対して、この計画の作成指示が出ているようです。なお、この計画は、2年間の間に法定雇用率を達成するため策定することとなっており、当該計画の実施状況が悪い場合は企業名を公表することもできるようになっています。たとえば、150人以上の企業が1人も障害者を雇用していなかった場合は、この計画書作成の指示がされるということになります。

● 1人平均賃金の改定額が昨年を339円上回る

厚生労働省が公表した平成25年「賃金引上げ等の実態に関する調査」結果によると、1人平均賃金の改定額が、4,375円(前年4,036円)となりました。改定率は1.5%(前年1.4%)でいずれも昨年の数字を上回っています。「1人平均賃金」とは、常用労働者の所定内賃金(時間外手当、休日手当等を除いた毎月支払われる賃金)の1人当たりの平均額をいいます。それ以外の主な調査結果は以下の通りとなっています。

- 平成25年中に1人平均賃金を引き上げた、又は引き上げる予定の企業は79.8%(前年75.3%)
- 平成25年中に定期昇給を行った、又は行う予定の企業は、管理職59.4%(前年56.7%)、一般職70.3%(前年64.7%)
- 定期昇給制度がある企業のうち、平成25年中にベースアップを行った、又は行う予定の企業は、管理職11.5%(前年9.8%)、

一般職13.9%（前年12.1%）

今後、景気の改善に伴い、労働者からの「賃金UP」の要求があることと思われます。来年の春闘においても、『定昇』『ベースアップ』の要求を掲げている労働組合も多くあるようです。

労働者にとって、『賃金』は労働条件において重要な要素です。企業は、『賃金制度』の整備・見直しを検討していく必要があるでしょう。

「賃金規程」の整備、見直しをご検討する際には、ぜひ当事務所にご相談ください。

● 来年以降の労務管理の課題

本年も多くの法改正が行われました。それに伴い来年以降、労務管理の課題として検討が必要と思われるポイントをいくつか挙げてみましたので貴社の労務管理の参考にしてください。

- 労働契約法改正に伴う「有期雇用労働者」の対応
就業規則、雇用契約書、雇用契約締結手続き、賃金制度の整備
「有期雇用労働者」の位置づけの再確認
- 定年後再雇用者の賃金制度の整備
在職老齢年金未受給期間と受給期間中の賃金制度の考え方
- 労働時間管理の見直し
未把握の労働時間（いわゆるサービス残業）の把握と対応
- 問題社員対策
就業規則の見直し
- ハラスメント対策
企業内研修の実
- 障害者雇用対策
法定雇用率達成に向けて

来年以降、これらの対応策についてのセミナー等も実施していこうと考えています。改めてご案内申し上げますが、その節はぜひご参加ください。

● 当事務所からのお知らせ

- 年末年始の営業について
本年も大変お世話になりました。当事務所の年内の営業は、12月27日（金）までとさせていただきます。なお、新年は1月6日（月）からの営業となります。来年も引き続きよろしくお願いいたします。
- 事務所移転のお知らせ
2014年1月20日（月）より新事務所にて営業することとなりました。新事務所においては、会議室等の接客スペースも充実させる予定です。お近くにお越しの際は、ぜひお寄りください。
住所：中央区日本橋小網町13-2 オーチャー小網町ビル6F
電話番号：03-6661-6597（変更ありません。）

Iino Management & Labor Consulting Office

Tel: 03-6661-6597 Fax:03-6661-6598

E-Mail: office@sr-iino.com

<http://www.sr-iino.com> : <http://www.iino-office.jp/>